

質問回答

NO.	質問	回答
1	仕様書「2. 業務の目的」において、動物愛護管理法は令和元年に改正され、改正法施行後5年を目途に見直し検討することが記載されています。 改正の目標とする時期もしくはスケジュール感について、現在どのような目途が立てられているのか、ご教示いただけますと幸いです。	当該法律は議員立法であるため、行政府からはお答えすることができません。
2	仕様書「3. 業務の内容（2）調査方法の設計、実施及び取りまとめ」に係る調査の実施及び取りまとめにつきましては、アンケート調査の設計、アンケート調査を実施し、その結果を集計およびグラフ化等を行うものと解釈すべきでしょうか。 もしくは、これらに加えて「令和元年改正事項の運用が社会に及ぼした影響等を把握し、的確な評価を行うとともに、動物愛護管理行政の現状と課題について適切に把握する」といった観点を踏まえた取りまとめも必要となりますでしょうか。 ご教示いただけますと幸いです。	仕様書において指定がなく、また、提案書作成要領の要求要件に記載がない項目については、追加的業務としてご提案をお願いします。
3	仕様書「3. 業務の内容（2）調査方法の設計、実施及び取りまとめ」について、特に「① 調査対象：地方自治体」においては、調査で把握する内容として「動物取扱業者への指導、監督」及び「犬猫のマイクロチップ装着及び登録に関する実態・課題」との記載があります。 一方、令和5年度の「改正等を受けた人と動物の共生社会のあり方検討のための調査業務」における「仕様書3（2）①」には、同様に「動物取扱業者への指導、監督」及び「犬猫やその他動物へのマイクロチップ装着、登録」との記載があり、両者が仕様書上同一であることが確認できます。 これらを踏まえると、本業務においては、令和5年度業務において実施された調査を補足する形で本年度の調査を実施する、という認識となろうかと思います。 令和5年度業務において、こういった点が不足していた、もしくはこういった点が課題としてあがっていましたでしょうか。可能な範囲でご教示いただけますと幸いです。	過年度の調査業務に係る報告書は閲覧可能としておりますので、必要に応じてご確認いただくようお願いします。